

就職氷河期世代の募集・採用を考えてみませんか？

就職氷河期世代の方の安定した雇用を促進するため、ハローワークでは、昭和43年4月2日から昭和63年4月1日までの間に生まれた方に限定した求人の受付ができるようになりました。（令和7年3月31日までの措置）

就職氷河期世代の対象となる求職者

以下の①～③いずれにも該当する方です。

- ① 昭和43年4月2日から昭和63年4月1日までの間に生まれた方
- ② 正社員雇用の機会に恵まれなかった方 …以下のいずれかに該当する方
 - ・直近1年間に正社員として雇用されていない方、かつ、直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の方
 - ・概ね1年以上、臨時的・短期的な就業を繰り返す、あるいは臨時的・短期的な就業と失業状態を繰り返すなど不安定就労期間が長い方
 - ・非正規雇用の就業経験が多い、あるいは就職後の就労期間が短い方
- ③ 安定した雇用を希望している方

就職氷河期世代を募集する求人は2種類

限定求人

就職氷河期世代の応募に 限定した求人

- ・年齢 35歳以上55歳
- ・雇用期間 定めなし
- ・経験 不問
- ・免許資格 不問 又は 実務経験を有しないもの
- ・特記事項に
「就職氷河期世代で正社員雇用の機会に恵まれなかった方限定」と記載

歓迎求人

就職氷河期世代の応募を 歓迎する求人

- ・年齢 不問 又は 定年年齢を上限
- ・雇用期間 定めなし
- ・経験 不問
- ・免許資格 不問 又は 実務経験を有しないもの
- ・特記事項に
「就職氷河期世代で正社員雇用の機会に恵まれなかった方歓迎」と記載

選考方法は可能な限り「面接」としていただくようお願いします。

山形労働局の
「ヤッピー」です



就職氷河期世代限定・歓迎求人を申込みしている事業所の
求人説明会やミニ面接会を定期的 to 開催いたします！

特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）のご案内

就職氷河期世代の対象となる求職者を、ハローワークなどの紹介で正規雇用労働者として新たに雇用する事業主には、助成金が支給される可能性があります。

※対象となる求職者・事業主には一定の要件があります。詳しくはハローワークまたは山形労働局（☎023-626-6101）へお問い合わせいただくか厚生労働省HPをご覧ください。